

**がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金による支援を実施**

事業者の事業継続を下支えするため、新たな支援制度「がんばろう SANJO 飲食店等サポート応援金」を創設します。

12月28日頃まで申請を受け付けます。

**【本件のポイント】**

- 飲食店等に支援対象業種を限定し、固定費を支援

**【本件の概要】**

1 対象

市内に店舗を有する正社員20人未満の事業者で、次の全ての要件を満たす者

(1) 次に該当する業種の店舗を営む者

ア 飲食店（食堂、レストラン、ラーメン店、スナック・バー、居酒屋等）ただし、次のものは対象外とする。

(イ) テイクアウトやデリバリー専門店など、飲食スペースを持たない業態

(ロ) イートインスペースを有するスーパーやコンビニエンスストアなど、飲食が主ではない業態

(ハ) 移動販売車など、店舗を有しない業態

イ 宿泊業（旅館、ホテル、民宿等）

ウ 道路旅客運送業等（タクシー、ハイヤー、貸切りバス、運転代行業）

※チェーン店契約等に基づき営業を行っている者は除く。

(2) 三条市内の店舗合計売上高の減少率が次のいずれかに該当している者

ア 令和3年6月～11月のいずれか連続する任意の2か月間の各月売上高が、令和元年の同月比30%以上減少している。

イ 新規創業により令和3年の比較月と前々年の比較ができない場合、令和3年6月～11月のいずれか連続する任意の2か月間の各月売上高が、創業の翌月から申請の前月までの売上高の平均と比較して30%以上減少している。

(3) 申請時点で営業を行っており、今後も事業を継続する意思がある者

(4) 市税に滞納がない、又は完納に向けて納税相談を行っている者

2 対象期間 8月～11月（4か月分）

### 3 対象経費、助成率等

以下の対象経費のうち、事業用のもの

対象経費	助成率等
店舗賃借料	1 / 4 上限月 10 万円
上下水道料金	10 / 10 上限なし
固定資産税相当額（家屋及び土地に限る。） ※減税措置分を除く。	10 / 10 上限なし
光熱費（電気、ガス）	10 / 10 上限月 5 万円

### 4 受付期間及び申請方法

8月6日（金）から12月28日（火）（予定）まで、郵送申請で受け付けます。

郵送申請先：〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号  
三条市経済部商工課 応援金担当

### 5 申請様式等

申請様式等は三条庁舎（第2庁舎202会議室）、栄・下田各サービスセンターで入手できるほか、ホームページからダウンロードできます。

【問合せ】 三条市経済部 商工課 今井、川俣  
電話：0256-34-5610